

助成対象工事一覧

改造箇所	改 造 内 容
浴 室	手すり(※⑤)及びシャワーの設置 浴槽(※①)及びドア(※②)の取替え 浴室の拡大（車いす対応等）
洗面所	手すり(※⑤)の設置 洗面台及び水栓金具(※④)の取替え（車いす対応等）
便 所	手すり(※⑤)の設置 ドア(※②)及び便器の取替え 温水洗浄便座の設置 便所の拡大（車いす対応等） 段差解消
玄 関	手すり(※⑤)の設置 段差解消 スロープの設置
廊 下	手すり(※⑤)の設置 段差解消 滑りにくい床材(※③)への張り替え 廊下幅の拡大（車いす対応等）
階 段	手すり(※⑤)の設置 階段昇降機の設置 滑りにくい床材(※③)への張り替え
居 室	手すり(※⑤)の設置 段差解消 天井走行リフトの設置 滑りにくい床材(※③)への張り替え
台 所	手すり(※⑤)の設置 段差解消 調理台の改造または取替え（車いす対応等） 水栓金具(※④)の取替え 滑りにくい床材(※③)への張り替え
その他	高齢者の日常生活上、特に改造が必要と認められるもの

対象工事に関する注意点

① 浴槽

浴槽の取替え工事は、既存の浴槽に問題（対象者が身体機能の低下により浴槽を自力で使えない又は介助者の負担が大きい）があり、新たな浴槽に取り替えることでその問題が解決されると認められる場合に、助成の対象となります。

なお、新たに設置する浴槽の形状（深さやまたぎの高さ等）が既存のものと変わっていない場合は、助成の対象となりません。

② ドアの取替え

押し戸を引き戸・折戸に取り替えるといった工事が対象となります。

既存のドアが既に、引戸・折戸の場合、ドアの取替え工事は対象となりません。

③ 床材の変更

対象者が、室内での歩行を行う場合は、滑りやすい床材から滑りにくい床材への変更が対象となります。

対象者が車いすの利用をする場合は、たたみからフローリングへの床材変更が対象となります。（車いすで移動しやすい床材）

浴室の場合、既存の床材が滑りやすいものの場合、滑りにくい床材への変更が対象となります。

④ 水栓金具の取替え

対象者の手に障がいがあり、ひねり式の蛇口では、対象者が、利用することが出来ない場合に、レバー式の水栓に変更することが対象となります。

⑤ 手すり設置について

工事前に既に設置されているにもかかわらず、ユニットバスなどの工事に伴い、付け直す必要がある場合は対象外となります。

手すりが設置されていない場所に、対象者の生活同線上、必要な部分が対象となります。

その他

- ・ 共用部分についての工事は住宅改造の対象外となります。
（アパート等の階段に設置する手すり工事）
- ・ 電気設備工事、上下排水工事それに伴う付帯工事は対象外となります。